

危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に係る関係条文

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

（危険物の貯蔵・取扱いの制限等）

第 10 条

1 及び 2（略）

3 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。

4 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）

（製造所の基準）

第 9 条 法第 10 条第 4 項の製造所の位置、構造及び設備（消火設備、警報設備及び避難設備を除く。以下この章の第一節から第三節までにおいて同じ。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～十六（略）

十七 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

十八～二十二（略）

2 及び 3（略）

（通則）

第 24 条 法第 10 条第 3 項の製造所等においてする危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

十四（略）